

平成13年10月19日

中央環境審議会地球環境部会

国内制度小委員会

委員長 安原 正 殿

(社) 経済団体連合会

環境安全委員会地球環境部会

部会長 榎本 晃章

中央環境審議会地球環境部会「国内制度小委員会」第9回会合  
に対する意見について

本日の会議ご案内以前に先約があり、まことに残念ながら、第9回会合を欠席させていただきます。ご寛容ください。

委員会での発言に代えて、以下の意見を述べさせていただきます。

産業界としては、経団連環境自主行動計画による取り組みを着々と進めており、本日午後、第4回フォローアップ結果を公表する予定であります。参加業種の拡大や一層の情報開示に努めてきておりますが、幸い、参加業種も当初の36業種から、現在48業種に増えています。今後のさらなる信頼性の向上のため、対策や実施状況に関して第三者機関による登録制度の導入について検討を始めました。

さらに、産業界としては、中長期的には温暖化防止のカギは、技術開発にあることに鑑み、高効率かつ寡消費技術の改善・革新について一層の努力を傾注して参ります。こうした技術の多くは企業が保有するものでありますので、政府におかれては、それを奨励し、活力を引き出し、社会全体として「実」が上がるよう導いていただきたいとお願いいたします。既に自主的取組を進めている産業部門に対しては、その自主性発揮を最大限尊重していただくことに加えて、中長期的な技術開発等への支援をお願いいたします。

一方、1990年以降排出量が増え続けている民生、運輸部門に対しては、総合的かつ体系的な施策を練り直し、チェック・アンド・レビューの枠組みを早急に構築されるよう要請いたします。

国内制度小委員会の「中間取りまとめ」では、環境税、強制的な排出枠の割当てに基づく国内排出量取引、自主行動計画の協定化など部門横断的な制度が提案されました。これらの制度は国民生活や企業活動に直接かつ広範に影響を及ぼすものであり、以下のような課題、問題点を孕んでいると思われまますので、拙速な議論は避け、広く現実に将来負担を負う関係者の意見も十分にお聴きいただき、慎重な検討を行う必要があると思慮いたします。

#### ①環境税

- ・排出抑制効果が不明であり、国民生活や産業の国際競争力に与える影響が大きい。

#### ②強制的な排出枠の割当てに基づく国内排出量取引

- ・我が国では各業界が厳しい目標を自ら設定しており、クレジットの売り物が出ず、市場が発達しない可能性がある。
- ・この場合、CO<sub>2</sub>排出割当て、エネルギー使用量割当て、そして生産割当てという連鎖で経済統制に繋がる恐れがある。また、排出枠割当ての公平性確保が困難である。

#### ③自主行動計画の協定化

- ・企業の自主性を損ない、拘束的かつ片務的になりがちである。

現在、我が国の失業率は5%の大台を超えており、雇用対策が日本経済にとって喫緊の課題となっております。このような経済情勢の中、上記のような追加的な温暖化対策を産業界に求めれば、環境コストの上昇により産業の国際競争力は弱まり、環境要因からの工場等の海外転出を加速し、国内の雇用情勢はさらに悪化することが懸念されます。したがって、追加的な温暖化対策については、経済や雇用に悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮することが現実的な選択だと考えます。

以上

## 別 紙

日本の国内制度の在り方に係わる検討に際して英国の気候変動政策調査結果を如何に評価すべきか、以下の2点について意見を提出いたします。

1. 英国は、北海油田開発による天然ガス生産増大と欧州全域に及ぶ天然ガスパイプラインの整備により、すでに主として石炭からガスへの大幅な転換を実現しつつあります。

(ちなみに、一次エネルギーに占めるエネルギー源別構成比の推移を見ますと

1990年 石炭 30.4%、石油 39.2%、天然ガス 23.4%、原子力 6.8%、その他 0.2%

1997年 石炭 18.1%、石油 36.2%、天然ガス 34.2%、原子力 11.3%、その他 0.2%

2000年 石炭 16.7%、石油 34.3%、天然ガス 38.1%、原子力 10.6%、その他 0.3%

(BP統計より) となっています。)

その結果、CO<sub>2</sub>の排出量も減少し、既に1990年比12.5%減の目標値を達成している数少ない国の一つです。

特筆すべきは、この天然ガスパイプライン網実現の背景として、30-40年来の欧州全体としての構想と取り組みがあることです。この長期にわたる取り組みの結果、天然ガスが現下の温暖化対策の強力な役割を担っています。

このような状況から容易に推察できますのは、英国は今後もさらなる削減が容易に可能であり、エネルギー消費効率の向上や余剰削減分の売却等により、英国政府及び産業界に具体的なメリットが生じる状況にあるということです。日本のおかれた厳しい状況や背景と大きく相違することに留意する必要があります。

2. 英国の気候変動プログラムは、既存の諸政策(環境管理面の Integrated Pollution Preservation Control) やエネルギー政策及び社会情勢(暖房用燃料費も支弁できない貧困層 Fuel Poor の存在等) を反映した英国独自の制度(家計部門が対象外等) となっています。個別の制度についても、その背景を考慮し慎重な検討が必要です。

一方、課税や絶対排出量の制限に反対する産業界と2年間にわたる厳しい交渉の結果、課税総額の削減、減税率の拡大、原単位ベースの参加、オークションの導入等の柔軟化が為された経緯にも留意する必要があります。

以 上